

No	サービス種類	キーワード	質問	回答	根拠となる通知等
20	通所リハビリ	個別リハビリテーションについて	「個別リハビリテーションの評価は基本的に包括する」とされたが、継続的に通所リハビリを利用している利用者様に対しても個別対応にてリハビリテーションを提供しなければならないのか。	利用者様の状態に応じ、個別リハビリテーションを実施することが望ましいこととされております。	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(訪問通所・居宅療養)算定の留意事項について」P82(7)
21	通所介護	宿泊サービスの届出について	指針に適合しない状態で宿泊サービスを実施している場合、届出を行うべきか。	指針に適合しない場合でもまず届出が必要となります。なお、平成27年4月1日以降、新たに宿泊サービスを実施する場合は、消防法などの各種法令に適合することが必要となります。	—
22	訪問入浴	訪問入浴の個別サービス計画について	基準上、訪問入浴については個別サービス計画の作成が位置づけられていないが、居宅介護支援事業所へ提出する必要があるか。	居宅介護支援事業所への個別サービス計画の提出は、基準において作成すべき個別サービス計画の提出が求められているものであり、個別サービス計画の作成が義務付けられていない計画について提出の必要はありません。	—
23	通所介護	中重度者ケア体制加算の利用者割合について	前三ヶ月で利用者割合を算出する場合、ある月は利用者実人員、ある月は利用者延人員と算定方法を変更することは可能か。	利用者実人員又は利用者延人員、いずれかの方法で割合を算定することとなるため、算定方法を変更することは出来ません。	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(訪問通所・居宅療養)算定の留意事項について」P64(8)
24	通所介護	中重度者ケア体制加算の算定開始時期	平成26年度において、利用者の割合を満たしている場合、体制を整備すれば平成27年度からの加算取得は可能か。	可能となります。	—

No	サービス種類	キーワード	質問	回答	根拠となる通知等
25	訪問介護	同一建物減算	届出期限はいつなのか。	<p>今回の改正により、同一建物減算の届出の必要はなくなりました。</p> <p>改正後の算定要件は、「①事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービス提供を行った場合。」となっており、今までの「前年度の1月当たり実利用者数が30人以上であれば該当する」ということではなく、1人でも該当すれば減算対象となります。</p> <p>もうひとつは、「②事業所における1月当たりの利用者が同一の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に20人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供を行った場合。」となっており、①のように事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)ではない事業所でも②の減算が適用されますので注意してください。</p> <p>また、ここで言う1月当たりの利用者とは、1月間、歴月の利用者数の平均を用います。当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得ます。なお、小数点以下は「切り捨てる」とし、つまり、月ごとの実績に応じて減算の適用がなされることとなります。</p>	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(訪問通所・居宅療養)算定の留意事項について」P17(11)
26	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション	リハビリテーション会議	リハビリテーション会議の開催は全利用者について行うものなのか。	<p>リハビリテーション会議は、加算の有無に関わらず、全利用者(介護予防利用者は除く)について開催していただくものです。</p>	介護保険最新情報vol.414「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」p13,21

No	サービス種類	キーワード	質問	回答	根拠となる通知等
27	訪問リハビリテーション	リハビリテーション会議	別の医療機関の医師から情報提供を受けて訪問リハビリテーションを実施する場合、リハビリテーション会議の構成員である「医師」とは、情報提供を行う医師ではなく、リハビリテーションを行う医療機関の医師でよいのか。	当該会議はリハビリテーションの専門的見地から構成員間での情報共有を行いつつ、検討結果を計画に反映することが狙いとされているため、情報提供を行う医師ではなく、リハビリテーションを行う医療機関の医師が構成員となります。	介護保険最新情報vol.414「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」P.13
28	介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算について	訪問リハビリテーション費においては期間の区分が一本化されたり、1日あたりの定めが1回あたりの定めに変更されたりしたが、介護予防訪問リハビリテーション費においては変更がない。介護予防においては今までどおりとなるのか。	そのとおりです。	介護保険最新情報Vol.433「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件等の公布について」P13
29	介護予防通所リハビリテーション	リハビリテーション会議	具体的取扱方針において「リハビリテーション会議」の記載がなされ、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱの要件にも入れられたが、介護予防通所リハビリテーションにおいても加算等の要件となるのか。	介護予防における加算の要件には入っておりません。ただし、運営基準(具体的取扱方針)で主治医(歯科医)からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議により状況把握を行うこととされているので、介護予防においてリハビリテーション会議は必須ではない一方、加算に関係なくリハビリテーション会議を開催することも考えられます。	介護保険最新情報vol.414「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」P.105
30	訪問介護	同一建物減算	一月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物について、利用者数は算定を行う月の人数を対象とするのか。また、全ての利用者に対してそれぞれ減算を行うのか。	同一建物における利用者数については、当該月の利用者数の平均を用いて判定します。また減算となるのは同一の建物に居住している方のみとなります。	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(訪問通所・居宅療養)算定の留意事項について」P17(11)
31	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護看護	集合住宅に居住する利用者へのサービス提供について	「事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者・・・」とあるが、この「20人以上」とはどこにかかるのか。	同一の建物に利用者が「20人以上」居住している場合に該当し、この利用者の数については、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た、1月間の利用者数の平均で考えるものとされています。	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(訪問通所・居宅療養)算定の留意事項について」P17(11)

No	サービス種類	キーワード	質問	回答	根拠となる通知等
32	介護療養型医療施設	療養機能強化型病棟について	介護病棟が2棟ある場合は、1棟は強化型A、もう1棟は強化型Bとすることが可能か。	所定単位数の算定単位については、介護保険適用病床の看護職員等の配置によって、一種類を選定し届け出ることとされています。病棟によって、複数の届出を行うことはできません。	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(短期・特定)及び施設サービス算定の留意事項について」P99(3)
33	介護療養型医療施設	療養機能強化型病棟について	強化型施設基準(告示(2)-(五))の地域に貢献する活動に、2ヶ月に一回行われている地域住民への健康教室は該当するか。	地域住民への健康教室は地域に貢献する活動に該当します。実施回数等は明記されていませんが、地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めてください。	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(短期・特定)及び施設サービス算定の留意事項について」P41(リ)-a
34	介護療養型医療施設	療養機能強化型病棟について	強化型施設基準(告示(2))(二)-bの経管栄養の入院患者には、「過去1年間に経管栄養が実施されている者として取り扱う」とされていますが、経口維持加算を算定していても、経管栄養を終了して1年経過後は(二)-bの人数には含まれなくなるのか。	そのとおりです。	介護保険最新情報Vol435「居宅サービス(短期・特定)及び施設サービス算定の留意事項について」P39(ホ)
35	福祉用具貸与	複数の福祉用具を貸与する場合の減額の届出について	①運営規程にはどのような文書を追加すればよいか。 ②提出書類の「料金表・パンフレット」とは、委託先全てのパンフレットと料金表が必要か。 ③減額料金は、自社で定めるのか。	①単品の利用料と減額利用料が明確にわかるよう記載をしてください。カタログ・パンフレット参照などと記載をしている場合は特に追加をする必要はありませんが、運営規程の変更としての届出は必要です。 ②単品利用料と減額利用料が設定されているものについては、すべて提出が必要です。 ③自社で定めてください。料金の設定に関しては、一つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定してください。特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットについては総額のみによる減額利用料を設定することなく、個々の福祉用具に減額利用料を設定する必要があります。	介護保険最新情報Vol.435 老振発0327第3号 「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」

No	サービス種類	キーワード	質問	回答	根拠となる通知等
36	通所介護 通所リハビリ	送迎減算と同一建物 減算の適用について	<p>通所サービスにおいて2泊3日の宿泊サービスを提供した場合の送迎減算と同一建物減算の適用関係はどのようなものになるか。</p> <p>1日目:利用者宅に迎えに行き、通所サービスを利用後宿泊サービスを利用。</p> <p>2日目:通所サービスを利用後、宿泊サービスを利用。(送迎はなし)</p> <p>3日目:通所サービスを利用後、利用者宅へ送る。</p>	<p>1日目については片道分の送迎減算が適用。(47単位)</p> <p>2日目は往復分の送迎減算が適用(47単位×2回)</p> <p>3日目は片道分の送迎減算が適用(47単位)</p> <p>上記のような適用となります。</p> <p>従来、2日目については「同一建物減算」が適用されていましたが、今回の改正により算定の留意事項等において宿泊サービス利用時の適用範囲が整理され、「同一建物減算」が適用されるのは、事業所と同一の建物に住居がある場合に限定されたものとなっています。</p>	厚生労働省確認